



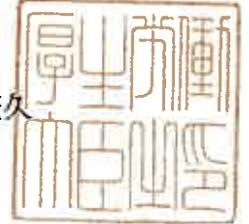
厚生労働省発基0115第2号

令和3年1月15日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

一 令和三年二月一日から同年三月三十一日までの間に労災保険に係る保険関係が成立した水力発電施設、ずい道等新設事業についての一般保険料の額の算定に際し用いる労災保険率（第一種特別加入保険料率の基礎となる場合を含む。以下同じ。）及び労務費率については、それぞれ「千分の六十四」及び「十八%」とすること。

二 請負による建設の事業（水力発電施設、ずい道等新設事業であつて、労務費率により賃金総額を算定するものに限る。）であつて、平成三十年四月一日から令和三年二月一日前までの間に労災保険に係る保険関係が成立した一括有期事業についての平成三十年以降の各保険年度の一般保険料の額の算定に際し用いる労災保険率及び労務費率については、それぞれ「千分の六十四」及び「十八%」とすること。ただし、当該事業がメリット制の適用を受ける場合（令和二年度又は令和三年度の労災保険率をメリット料率とする場合に限る。）にあつては、平成三十年以降の保険年度の一般保険料の額の算定に際し用いる労災保険率及び労務費率については、それぞれ「千分の六十二」及び「十九%」とすることが

できることとする。

三 請負による建設の事業（水力発電施設、ずい道等新設事業に限る。）であつて、平成三十年四月一日から令和三年二月一日前までの間に労災保険に係る保険関係が成立した単独有期事業についての一般保険料の額の算定に際し用いる労災保険率及び労務費率については、それぞれ「千分の六十四」及び「十八％」として算定した場合における一般保険料の額が、それぞれ「千分の六十二」及び「十九％」として算定した場合における一般保険料の額に比して低いときは、それぞれ「千分の六十四」及び「十八％」とすること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 施行期日

この省令は、令和三年二月一日から施行すること。

# 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案について

令和 3 年 1 月  
厚生労働省労働基準局  
労 災 管 理 課  
労 働 保 険 徴 収 課

## 1. 改正の趣旨

事業主が納付すべき一般保険料は、その事業に使用する全ての労働者の賃金総額に保険料率を乗じて算定されること、労災保険に係る保険関係が成立している事業においては、労災保険率を用いることとしている。

労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）（以下「徴収法」という。）第 12 条第 2 項の規定に基づき、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去 3 年間の災害発生状況等を考慮して、事業の種類ごとに厚生労働大臣が定めることとされ、原則として 3 年ごとに改定を行っている。

また、原則により賃金総額を正確に算定することが困難な事業については、徴収法第 11 条第 3 項の規定に基づき、その事業の種類に従い、その事業についての請負金額に労務費率を乗じた額を賃金総額とすることとされており、労務費率は労災保険率の改定に合わせて改定を行っている。

今般、平成 30 年 4 月の労務費率及び労災保険率の見直しに当たって労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会に提出した資料に誤りがあり（※）、これを前提として設定した「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率に影響が生じることが判明した。訂正後の資料に基づいた場合、平成 30 年 4 月改定の労務費率のうち「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率は、現行の「19%」ではなく「18%」、また、同時期に改定した同事業に係る労災保険率についても、この労務費率改定の影響を考慮して算定していることから、現行の「1,000 分の 62」ではなく「1,000 分の 64」であったところ。

そのため、本来の労災保険率（64/1,000）及び労務費率（18%）に基づき算定した一般保険料の額が、現行の労災保険率（62/1,000）及び労務費率（19%）に基づき算定した一般保険料の額よりも下回る場合には、当該差額分を還付するなど、事業主に不利益な取扱いとならないようにする措置を講ずることとし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）（以下「徴収則」という。）について所要の改正を行う。

※ 労務費率の見直しに当たっては、建設事業における賃金実態を把握することが必要であることから、調査を実施し、その結果を参考に改定案を作成しているところ。今般、当該調査の集計プログラムに一部不適切な箇所があったこと等により、誤りが生じたもの。

## 2. 改正の内容

- （1） 令和 3 年 2 月 1 日から令和 2 年度末までに労災保険に係る保険関係が成立した水力発電施設、ずい道等新設事業に係る労災保険率及び労務費率を、本来の労災保険率（64/1,000）及び労務費率（18%）とするもの（徴収則附則第 8 条第 1 項関係）。
- （2） 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日前までの間（以下「対象期間」という。）に労災保険に係る保険関係が成立した請負による建設の事業（水力発電施設、ずい道等新設事業であって、労務費率により賃金総額を算定するものに限る。）であって、施行日において現に一の事業とみなされるもの等に係る労災保険率及び労務費率を、本来の労災保険率及び労務費率とするもの（徴収則附則第 8 条第 2 項関係）。

ただし、一定の場合にあつては、現行の労災保険率及び労務費率とすることができるもの。（徴収則附則第 8 条第 3 項関係）

- (3) 請負による建設の事業（水力発電施設、ずい道等新設事業に限る。）であって、対象期間に労災保険に係る保険関係が成立した単独有期事業に係る労災保険率及び労務費率について、本来の労災保険率及び労務費率に基づき算定した場合の一般保険料の額が、現行の労災保険率及び労務費率に基づき算定した一般保険料の額よりも低い場合には、本来の労災保険率及び労務費率とするもの（徴収則附則第8条第4項関係）。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

### **3. 根拠条文**

- ・ 徴収法第11条第3項、第12条第2項及び第45条の2

### **4. 施行期日等**

公布日： 令和3年1月下旬

施行期日： 令和3年2月1日